家庭でしつけよう

新入学(園)児の交通安全

三月――もうすぐ新学期です。新入学(園)児をおもちのご家庭では、期待に胸をふくらませながら、何かと準備にお忙しいことでしょう。入学準備のなかで、忘れてはならないのがお子さんに対する交通安全教育です。

これまで比較的、家の近所で遊んでいた子供たちも、通学(園)するようになると、行動範囲がグンと広がります。行き帰りはもとより、新しい友達の家に遊びに行ったり……ここで気をつけなければならないのが交通事故です。

お子さんへの交通安全教育は、家庭での〝しつけ〟の一つとして、ぜひ実行してください。お子さんを交通事故から守るために――。

これが子供だ！ 大人とは違う行動パターン

子供は、大人には考えられないような行動に出ることがよくあります。交通事故から子供の生命を守るには、子供特有の行動パターンを理解することが大切です。一般的な子供の行動特性としては、次のようなことが挙げられます。

一つのことに夢中になると周囲のことが目に入らなくなる

お母さんが道路の反対側にいるのを見つけたり、遊んでいたボールなどが車道にころがっていったりすると、車の通るのも忘れて走り出てしまうことがあります。

手を挙げるとクルマは必ず止まってくれる――といったように物事を単純にしか理解できないところがある

車は急には止まれません。手を挙げて道路を渡るように教えると、子供は「手を挙げれば車はすべて止まってくれる」と単純に思い込みがちになります。

子供が正しく理解できるように、教え方にも注意を払いましょう。

「危ないよ」「注意してね」といった抽象的な言葉ではよく理解できない

〝飛び出し〟はなぜ危ないか、止まっている自動車の下や後ろで遊ぶのがどうして危険なのか、言葉で注意するだけでなく、具体的に〝現場〟で教えましょう。

その時々の気分によって行動が変わる

子供は、喜怒哀楽がそのまま行動に表れることが多く、そのため、身の周りのことに対する注意力が散漫になることが多い。

物陰で遊ぶ傾向がある

子供は、自動車のそばやダンボール箱の中に入って遊んだりすることが好きです。物陰などで遊ぶと、運転者などが気づかないことが多いのでたいへん危険です。

一応の交通ルールは理解できても、応用動作ができないことが多い

いつもの通学路では信号をきちんと守り、横断歩道を正しく渡れても、別の道路では、それができないことが多い。

よしあしにかかわらず、大人や年上の子のマネをする

大人が、黄信号なのに走って渡ったりすると、子供はマネをします。大人のルール違反は子供の交通安全のしつけに良くない影響を与えます。

転作等目標面積を緩和

水田利用再編対策は第三期二年目を迎え、国は昭和60年度転作等目標面積をゆとりある米管理の確保と三度の過剰の発生防止との両面に留意しつつ本対策の円滑な推進、特に他用途利用米制度の定着化を図るため、昨年度より二万六千ヘクタール縮減して五十七万四千ヘクタールと決め、各県に内示しました。これにもとずく転作等目標面積、事前売渡申込限度数量は別表の通り。

村では国県の方針にそって二月十五日農業振興協議会を開催し、今年度の推進方針を次のように設定しました。

◎推進の基本方針

転作の質的向上、内容改善を図るため次の事項を推進する。

1推進指導体制の強化
2転作実施対応の質的改善と定着化の推進
3転作条件の整備促進
4他用途利用米の生産・流通の円滑化

◎具体的な推進方策

1地域ぐるみの推進体制の強化

○関係機関が一体となった地域ぐるみの推進体制を強化するとともに、集落の話し合い活動の強化を重点に推進する。

2転作定着化推進加算制度の積極的活用の推進

○団地化転作（第一種加算）の推進

○地域の創意工夫による転作（第二種加算）の推進

3転作の質的改善の一層の推進

○麦・大豆については新潟米を軸とした複合営農推進運動の中で推進する。

○永年性作物、一般作物は園芸産地拡大推進運動の中で具体的に推進する。

○青刈稲、保全管理については、収益性に難点があり極力依存度の低下を推進し、他作物への転換を図る。

○地域の特性を活かした地域特産物の育成、定着を推進する。

4転作田の合利的利用の推進

○周年型栽培体系、高度利用体系と併せブロックローテーションを推進する。

○中核農家等への転作田の利用集積を一層推進し生産性の高い転作営農体制の確立を図る。

5他用途利用米の生産流通の円滑化

○他用途利用米については、昨年度は、制度に対する不安や、年度途中における取り扱い変更等もあったが、本年度においては、配分数量の確保はもちろんのこと、地域の実情に即した円滑な推進を図る。

以上推進の概要について記述しましたが目標達成に農家の絶大な御協力をお願いします。

昭和60年度転作等目標面積

昭和60年度配分面積	昭和59年度配分面積	前年度との割合	比較増減
65.4 ha	68.5 ha	95.47%	△3.1 ha

事前売渡申込限度数量

区分	昭和60年度	昭和59年度	前年度との割合	比較増減
	俵	俵	%	俵
うるち	32,963	30,721	107.28	2,242
もち	3,137	3,149	99.61	△ 12
計	36,100	33,870	106.58	2,230

他用途利用米配分面積及び数量

	昭和60年度	昭和59年度	前年度との割合	比較増減
面積	10.0 ha	6.6 ha	149.91%	3.4 ha
数量	922俵	615俵		307俵

変わります

法人県民税・法人事業税の申告先

県では、昭和六十年度から法人県民税・法人事業税の事務を集中して取り扱うため、県庁内に現行の自動車税事務所と一体となった**「新潟県法人・自動車県税事務所(仮称)」**を設置することを、現在開会中の県議会に提案しております。

条例が改正された場合、昭和六十年四月一日からは、いまの自動車税の事務と一緒に、法人県民税・法人事業税の課税及び収納の事務を集中して取り扱うことになります。

したがって、法人県民税・法人事業税の申告書や法人の新設（変更）届等の提出先及び納税状況等の照会先は、従来の各財務事務所から**「法人・自動車県税事務所(仮称)」**に変わりますので、郵送等により、よろしく御協力をお願いします。

ただし、昭和六十年**三月申告分**については、三月末日が日曜日となっていますので、四月一日までに従来どおりの**各財務事務所**に当該申告書等を提出してください。

納付場所は、金融機関・郵便局等、現在と変わりません。

納税証明は、従来どおり各財務事務所で取り扱います。詳しいことは、県総務部税務課（電、新潟二三―五五一一内線三〇六四）又はもよりの財務事務所へおたずねください。

◎設置予定の「新潟県法人・自動車県税事務所（四月から六月七日まで）

新潟市一番堀通五、県庁分館一階

（六月八日以後）

〒九五〇　新潟市新光町四番地一（新県庁行政庁舎八階）

電、〇二五二―八五―五五一一